

事 務 連 絡  
令和 7 年 1 0 月 1 4 日

日本司法書士会連合会 殿

法務省民事局民事第二課

登記義務者の行方不明を証する情報について（依頼）

貴会におかれましては、平素から法務行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、不動産登記法（平成 1 6 年法律第 1 2 3 号）第 7 0 条第 4 項の規定により、いわゆる休眠担保権の抹消の登記の申請を登記権利者が単独で行う場合には、登記義務者の行方不明を証する情報を提供することとされていますが、この登記義務者の行方不明を証する情報の一つとして「民生委員が登記義務者がその登記簿上の住所に居住していないことを証明した書面」（以下「民生委員による不在住証明」といいます。）が該当すると解されています（昭和 6 3 年 7 月 1 日付け法務省民三第 3 4 9 9 号民事局第三課長依命通知）。

ところで、民生委員の証明事務については、本年 3 月に、総務省において「民生委員・児童委員による証明事務に関する調査」の結果が公表されており、この調査結果によれば、証明事務は民生委員の活動の一つではあるものの、地域における人間関係が希薄化している昨今において、民生委員が担当地域の住民の生活実態等を十分把握していることが前提となっている証明事務は、民生委員の担い手確保が課題となっている現状においては負担になっていると指摘されており、いわゆる休眠抵当権の単独申請の際の民生委員による不在住証明に関する事務についても指摘されています。

そのため、民生委員が担う事務の負担軽減のために、登記義務者の行方不明を証する情報が必要となる場合には、他に方法がないなどやむを得ない事情があるときを除き、民生委員による不在住証明以外の方法で行うよう、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

なお、民生委員による不在住証明以外の、登記義務者の行方不明を証する情報として、登記義務者の登記記録上の住所に宛てた被担保債権の受領催告書が不送達であったことを証する情報や登記義務者が登記記録上の住所に居住していないことを市町村長が証明した情報等が該当すると解されておりますので、念のため申し添えます（昭和63年7月1日付け法務省民三第3456号民事局長通達）。